

NPO 法人と代表者（理事長等）が 契約を締結する場合の注意点！！

【利益相反行為と特別代理人の選任について】

「利益相反行為」とは？

NPO 法人と当該法人の代表者（理事長等）との間での契約締結等、法人と代表者との利益が相反する事項については、NPO 法第 17 条の 4 の「**利益相反行為**」に該当します。

例えば……

- ① NPO 法人が、理事長所有の建物を賃借している場合における、理事長を貸主、法人を借主とする賃貸借契約の締結
- ② 理事長が所有する土地を NPO 法人に売却する売買契約の締結
- ③ 理事長が代表取締役を務める株式会社と NPO 法人との間の委託契約の締結

以上の①～③は、いずれも「利益相反行為」に該当します。

そして、「利益相反行為」に該当する場合、代表者（理事長等）は、NPO 法人の代表権を有しておらず、NPO 法人側の契約当事者になることはできません。

NPO 法（抄）

（利益相反行為）

第 17 条の 4 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

特別代理人の選任

NPO 法人が「利益相反行為」に該当する契約等を締結する場合、「**特別代理人**」を法人代表者（契約当事者）としなければいけません。

NPO 法人は、「利益相反行為」に該当する契約等を締結する場合、以下の手続をとる必要があります。

【必要な手続】

- ① 総会（又は理事会）で、当該契約の締結等において法人を代表する「特別代理人」の候補者を選任（当該候補者は、代表者（理事長等）と親族関係その他利害関係がないことが必要）
- ② 当該候補者について、所轄庁（パレアルーム）に「特別代理人選任請求書」を提出
- ③ 所轄庁において選任された「特別代理人」を法人代表者として契約を締結

なお、理事長等以外に代表権を有する理事がいる場合（代表権の制限を設けていない場合）には、その理事が契約当事者となれるので、特別代理人を選任する必要はありません。

特別代理人選任請求書のひな形は、熊本県 NPO・ボランティア協働センターのホームページ『熊本県 NPO・ボランティア情報サイト』からダウンロードしてください。

また、手続等の詳細については、パレアルーム（TEL：096-355-1186）までお問い合わせ願います。